

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例及び前橋市旅館業法等施行条例の
改正について（議案第131号）

衛生検査課

1 改正の理由

旅館業法の改正により、許可を受けて旅館業を営む者（営業者）の地位の承継として、「事業の譲渡」の項目が新設されたため、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 前橋市保健所関係使用料及び手数料条例関係

次のとおり手数料を徴収する事務に、「事業の譲渡」による地位の承継に係る承認申請に対する審査を加える。

区 分	現 行	改 正 案
地位の承継 の理由	(規定なし)	事業の譲渡
	営業者たる法人の合併又は分割	営業者たる法人の合併又は分割
	営業者の死亡による相続	営業者の死亡による相続
金 額	7, 4 0 0 円	7, 4 0 0 円

(2) 前橋市旅館業法等施行条例関係

清純な施設環境が害されるおそれがある施設を定める規定等において、「事業の譲渡」による旅館業を加える。

3 施行期日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日（公布の日（令和5年6月14日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日）又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日